

第 41 回 基本計画部会 議事録

- 1 日 時 平成 25 年 8 月 20 日（火）10:00～12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室
- 3 出席者

【委 員】

樋口部会長、深尾部会長代理、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局経済統計課調査役、東京都総務局統計部調整課長

【事務局等】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付企画官

4 議 事

（１）平成 24 年度統計法施行状況報告に基づく個別事項の審議

ア 基本計画の推進・評価等

イ 統計基準の設定

（２）公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

5 議事録

○樋口部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第41回「基本計画部会」を開催いたします。

本日は、縣委員、安部委員、川本委員、津谷委員が御欠席です。

議事に入る前に、資料について説明をお願いします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 では、御手元の資料を紹介いたします。

資料 1－1 「平成24年度統計法施行状況報告の事項別進行状況」、資料 1－2 「基本計画部会における平成24年度統計法施行状況審議の整理メモ」の 2 つにつきましては、議事の 1 「（１）基本計画の推進・評価等」に対応するものです。

資料 2－1 「平成24年度統計法施行状況報告の事項別進行状況」、資料 2－2 「基本計

画部会における平成24年度統計法施行状況審議の整理メモ」は、議事の1「(2) 統計基準の設定」に対応するものです。

資料3「現行基本計画における基本的な方針及び主な成果等」は、議事2に対応するものです。

そのほかに、参考資料1といたしまして「基本計画部会の審議スケジュール(想定)」、参考2は「第37回基本計画部会議事録」、参考3は「第40回基本計画部会結果概要」です。

私からは以上です。

○樋口部会長 それでは、前回審議する予定でした現行基本計画の「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」のうち、「5 その他」の「(2) 研究開発の推進と学会等との連携強化」に関する部分及び「第4 基本計画の推進・評価等」について審議してまいります。

まず、事務局から施行状況報告の概要及び評価のたたき台について説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官付企画官 それでは、説明いたします。

御手元の資料1-1、A3横長の資料ですが、この資料の1ページを御覧ください。

まず、現行基本計画の第4に掲げられております「基本計画の進捗管理・評価等」です。この部分につきましては、まず、基本計画推進会議を開催して府省横断的な連携を図るという課題がありまして、これにつきましては、毎年数回開催しているところですが、平成24年度の取り組みとしては、平成24年6月と平成25年2月の2回開催しております。過去には、この場において、生産動態統計に関連した統計の整備に関して、関係各省による検討の進め方について調整をしたということもありますが、平成24年度はそれほど大きな課題はありませんでした。

その中でも2月の会議におきましては、ここには記載しておりませんが、例えばSNAの代替推計の取り組み状況はどのようになっているのかという、一次統計を作成している省側からの質問がありまして、それに対して内閣府側から答えていただく形で、基本計画の推進に関する取り組みを進めているところです。

また、その下の175~177あたりにつきましては統計法第55条の規定、特にこの175、176という施行状況報告を取りまとめて報告した上で、委員会がその審議を行い、必要に応じて意見を提示するというのは、法の規定をそのまま書いているところです。これにつきましては毎年度、委員の方々もよく御存じのとおり取組を進めているところです。

177については、それに関連いたしまして、個別の諮問審議においても基本計画に掲げられた事項のフォローアップをしていくことで、通常の諮問の際にいつも御覧いただいているとおり、基本計画で掲げられた課題がある場合、その部分も提示して審議をお願いしているところです。ここでは、例示として、昨年度の場合、国民生活基礎調査、住宅・土地統計調査、また漁業センサスに関連して、それぞれ標本の拡大であるとか、国勢調査との関係整理、住生活総合調査との関係整理、行政記録情報の活用といったところについて御

審議いただいております。

178番ですが、ここは「関係府省に対し意見を提示するに当たっては」ということで、先ほどの意見の提示に合わせて、学会等の有識者と連携してその調査研究を必要に応じて実施するというところで、この部分については、平成22年度の施行状況報告で取り上げられた行政記録情報の活用について、22、23というような形で調査研究をしております。平成24年度は必ずしも顕著な実績はなかったということになっております。

以上が推進・評価です。

それに関連しまして、委員会にも関連するというところで、次の2ページになりますが、現行計画の第3の部分に「公的統計の整備を推進するために必要な事項」というのがあります。その中に「研究開発の推進と学会等との連携強化」という部分があります。この部分につきまして、167では内閣府を中心に、関係府省、大学、学会等の連携を得ながら統計の高度利活用のための研究開発等を推進すると取組欄に書いており、ワークショップ等を開催して取組を進めているという記載があります。

それから、これは委員会の方の対応になりますが、168、170が関連するところです。研究開発に当たっては学術会議であるとか、関連の学会等に協力を要請、また、170では研究の推進を促すとなっております。

ここでは、委員会から品質管理学会に研究要請を行った品質保証に関する研究に関しまして、その取り組みが行われ、その報告が行われているところですが、現行計画期間中に委員会からこの要請が行われているのは、この品質保証に関する品質管理学会への要請のみとなっております。

169で、各省が学会等と連携して研究開発をということです。ここにつきましては取組欄に書いてあるとおり、内閣府以下、各省におきましては、所管統計の改善であるとか、見直しといったところに、有識者の方にも協力していただいて研究会を設け、その中で改善を図っていったり、また、共同論文を執筆するといった取り組みも行われているところです。

また、これらの事項については、いずれも継続実施ということで、各府省とも引き続き取組が必要という認識になっております。

また、2ページの一番右端の欄にあるように、この事項に関しては、総務省統計局、また私ども政策統括官室等と新たな連携の仕組みを構築することが望ましいのではないかとこの御意見があります。

続きまして、資料1－2を御覧いただけますでしょうか。これはこれまで出してきたものと同じ様式です。今、御説明したように、一番上に現行基本計画に掲げられた事項の概要を記載し、また、平成24年度施行状況報告の概要もただいま御説明したとおりですので省略させていただきますが、一番下の欄「平成24年度統計法施行状況報告の仮評価（案）」というところです。

まず「第3部分」、学会等との連携強化の部分です。基本計画に掲げられる事項につい

ては、一部、必ずしも十分とは言えない事項があるかもしれませんが、おおむね計画に沿った内容の取組が行われたと評価できるのではないかと。

また、「第4部分」の推進・評価のところですが、現行計画に掲げられた事項については、先ほど御説明しましたように統計法に規定されている事項、当然やらなければいけない事項が再掲されているような形になっております。ここはおおむね計画に沿った内容の取組が進められているわけですが、既に法に規定されていることもあって、この4年間の取組みで定着しているものと評価できるのではないかと思います。

ただ、一番下の「○」ですが、現行基本計画に掲げた理念、これは有用性の確保等といった理念ですが、この理念を踏まえつつ、次期計画に向けてはもう少し取組みの充実であるとか、新たな取組みの検討が必要ではないかということで、発展・充実を図るべきではないかとの評価になっています。

私からの説明は以上です。

○樋口部会長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問をお願いしたいと思います。どなたからでも結構ですので、どうぞ。

これは自己反省も含めてになるのですが、学会との連携が十分になされてきたかということ、学会、大学というのは個人事業主の集まりのようところがあって、主に言っても実態として具体的成果がなかなか上がらないところがありました。これを今後どうするかというのが大きな課題かと思います。

前回の基本計画の策定では、その学会・大学はすごく出てきているのですが、具体的にどう進めるかということについては十分な検討がなされたのか、多分なされているのだろうと思いますが、必ずしも伝わってこないところがあって、今後、次期基本計画においては、そこを具体化していかないとまずいのではないかと考えております。

まず、その次期基本計画の前に評価であります。平成24年度の評価について何かありましたら、如何でしょうか。

どうぞ。

○深尾委員 質問なのですが、168番に「総合科学技術会議、統計関連学会等に対し協力を要請する」となっています。統計関連学会の方は1つ実績があったという理解でいいと思うのですが、総合科学技術会議にはもう打診をされたのでしょうか。そのあたりの経緯がもしあったら、教えてください。

○澤村総務省政策統括官付企画官 打診といいますか、具体的な連携をしたことはありませんが、一部関連いたしまして、逆に日本学術会議側からイノベーション関係でしたか、科学技術の統計に関して提言が行われ、その内容について一部意識に齟齬があるのではないかと、統計側と日本学術会議側のそれぞれの考え方に隔たりがあるのではないかとということで、この委員会のお互いの情報共有を図ったという事例はあります。

一方で、統計委員会側からこういう研究が必要だというような研究要請あるいは諮問と

いった正式の手続を踏んでいるというケースはございません。

○樋口部会長 個人的に総合科学技術会議から呼ばれてヒアリングを受けたことはあります。これはあくまでも個人の立場として委員と意見交換という形で、去年ではなく一昨年だったと思いますが、具体的に開いたことはあります。ただ、これも向こうからの聴取であって、こちらからお願いということではなかったということはありません。

あと、これとの間接的な関係なのでしょうか、学術会議から公的統計についてということで、科学技術に関する要請の様なものが3年前ぐらいに出された時に勉強会へ行って、向こうからお招きして御意見を伺ったということはありませんが、こちらから積極的にアプローチしたということではなかったと了解しています。

おおむね遂行したという結論になっているのですが、私は少し甘いのではないかと考えております。

○総務省政策統括官付企画官 「ただし」というところが重要でして、今の計画に書かれた範疇では、おおむね計画に沿った取り組みがされているのだろうが、もう少し改善を図っていくべきところがあるのではないかという書きぶりになっております。

関連いたしまして、昨日開催されました第3ワーキンググループにおきましても、統計ユーザー等と委員会との連携ということで、意見交換会を毎年1、2回実施しておりますが、それについても少し形骸化しているのではないかという座長の取りまとめが出ておりますし、そのあたりも含めて機能改善を図っていく部分があるのではないかという内容になっております。書きぶりについてはもう少し書きようはあるかもしれませんが、どちらかというと、力点としては「ただし」の方に置いている評価です。

○樋口部会長 評価についてはよろしいですか。「ただし」という文章で気持ちを込めて入れたいと思います。

もし、御了承いただきましたら、次期基本計画において、いかにそれを具体化していくかということについて御議論をしたいと思いますので、事務局から案を少し説明していただきたいと思います。これは事務局と私とで相談したものです。

○澤村総務省政策統括官付企画官 それでは、ただいまの評価案の書いてありました資料1－2の2ページ目を御覧ください。先ほど御評価いただきました今後の機能改善ということで部会長と御相談した結果、取りまとめた案をただ今から説明していきたいと思えます。

ここにありますのは、委員意見として、委員会審議にかかっていない基幹統計の見直しや答申後のフォローアップをすべきではないか、統計技術的な支援を行うための常設の審議の場を統計委員会に設けるべきではないかという御意見が事前及び基本計画部会の中にありました。

そういったことを踏まえて、各施策のより一層効果的な発展ということで、府省間の連携、役割分担をさらに一層図っていくとともに、統計委員会としても、理念を踏まえながら継続的な取り組みを行う。その中では、現行では基本計画の進捗状況のみとなっております。

ますが、第55条の規定を活用して、もう少し幅広に取り組みを進めていったらどうかと考えております。

一番下にありますように、基幹統計調査の実施状況の確認、統計委員会における諮問審議の結果、答申のフォローアップ、統計技術的な課題に関する研究支援、学会との連携という3点についてその方針を掲げております。

詳しくは3ページ目以降に書いております。別紙の部分ですが、まずここでは、第55条3項という現行の法律にあります施行状況審議の枠組みの中で、新たな統計委員会の活動を充実・発展していったらどうかということで、先ほど御説明したように3点の事項を掲げております。詳しくは1ページをおめくりいただきまして、4ページからその3つについて詳しく御説明したいと思います。

まず「基幹統計のレビュー」の1点目です。新たに基幹統計化されたものにつきましては、この委員会におきましてかなり詳細に御審議していただいたかと思えます。ただ、それ以外の基幹統計につきましては、従来の旧統計法下の指定統計から基幹統計に移行するという原則のもとに、現行計画の策定の際に、当時の経済統計系の第2ワーキンググループ、それから人口・社会系の第3ワーキンググループで、それぞれ一応レビューが行われて、その上で、中には、埋蔵鉱量統計調査のように、当初、基幹統計に移行するけれども、見直しが必要ではないか、基幹統計からの除外が必要ではないかという部分も出てきたわけですが、何分、初めての計画を作る際の作業でしたので、個々の統計で十分に議論を尽くす余裕がなかったのが現状かと思えます。

そういった中で、19年10月の委員会発足以降、ある意味、個別の諮問審議の中でレビューしていったのが、今の55統計のうち32統計です。一方、軽微の変更ということで、法令改正に伴う調査事項の一部見直し等の委員会で決められている範疇内になっている軽微報告を含め、23統計につきましては諮問審議という形でのレビューは行われていないのが現状です。

こういう現状の中で、基本計画部会で施行状況報告の審議の一環としまして、前年度実施された基幹統計の中から、個別のかつ計画的に審議してはどうかと考えています。と言いますのは、その23統計を一時に審議ということは現実的ではないと思いますので、年間何本かずつ計画的にレビューしていけばどうかと考えているところです。

審議のポイントとしましては、その際に法律に規定されている基幹統計としての十分性要件、必要性要件を満たしているかということに加えて、公的統計の品質評価にかかわる要素。これは、第3ワーキングで品質保証の取り組みを推進していこうということで御審議いただいている部分ですが、そういった要素も参考にしながら、どういう要素があるかということで、この資料の一番最後のページにその要素例を掲げております。

各省で申し合わせておりますガイドラインの中では、主要要素としましては、ニーズ適合性。まさしく、広く利用され得る情報基盤として利用者ニーズを満たしているかというところ。正確性、適時性。適時に公表、提供されているかとか、解釈可能性ということ

容易に理解、またデータが入手できるようになっているかというところ。それから、信頼性、整合性・比較可能性、アクセス可能性、効率性といったような補足的要素を含めまして、品質保証の取り組みの中ではこういった要素に基づいて、各省で所管統計の見直し・改善を進めているところです。

こういった要素を参考にして、4ページにお戻りいただきますが、見直しが図られているか、適時、時代に沿った統計が作成されているかという観点からの御審議をいただく。これは品質保証の各省の取り組みを後押しするといいますか、推進する意味も持っているかと思います。また、その要素との関係にもなりますが、近年の社会経済情勢の変化を踏まえた見直しが行われているか等、これはあくまで例ですので、それ以外にもポイントがあるかと思いますが、そういった観点からのレビューをしていただけたらどうかと考えております。その結果、改善が必要となる。例えば、今、基幹統計としての役割を担っていないのではないか、体系的整備の観点から見て、基幹統計としての必要性が乏しいのではないかということであれば、そのあたりも含めて御議論いただくことになろうかと思えます。

続きまして、2点目の「答申後のフォローアップ」ということで5ページを御覧ください。現在のところ、各個別の答申の中では、これは必ずしも全てにあるわけではありませんが、今回の計画はこれでよしとするけれども、今後こういう部分で改善が必要、検討が必要という今後の課題が付される場合があります。それについては現在のところ、次の諮問答申があった際、例えば、変更がなければ、今後の課題を出しても、10年たってもその課題がどうなっているかわからないという現状にもなっておりますので、そういったことのないように今後の課題の推進を図るという意味で、その対応状況がどうなっているかとかいう部分を、第55条のフォローアップということで施行状況審議機関において確認を行っていく。これも全てにというわけではなくて、期間の空いたものから順次計画的に行っていくことを考えております。

あわせて、大規模なセンサス調査におきましては、試験調査等が実施されているケースがあります。この試験調査の実施の際には、試験調査に委員の方に同行していただき、このような計画で改善を考えているという報告を聴取した上で、各種統計調査の実情を把握していただくとともに、答申で掲げられている課題への対応が適切に行われているかどうかを御確認いただくことを考えています。これは一種の諮問審議の事前フォローになろうかと思いますが、こういった場を通じて、逆に部会審議の効率化とか、深みのある諮問審議が可能になるのではないかと考えているところです。

最後、3点目が、先ほどから話題になっております学会等との連携です。6ページに「統計技術的課題等の検討」ということで掲げられております。先ほど御説明したように、関係府省ではいろいろな答申のフォローであるとか、自らのチェックの結果、何らかの改善が必要というものについては、各府省がそれぞれ研究開発しているという実情です。

このページの一番下の部分ですが、各府省の研究開発につきましては、今、それぞれの

府省のホームページ等でオープンになっている部分もあります。研究成果の集約・共有は、例えば、推計の見直し等、場合によってはその研究成果が他の府省の参考になる場合もあるのではないかとということで、私ども総務省政策統括官室を中心に、府省横断的な情報共有を行う場といいますか、仕組みを作る。これは、冒頭御説明しました委員の方々の意見にも対応している部分ですが、そういった仕組みを作って、研究成果の集約・共有を行うことによって、さらなる充実を図っていこうという部分です。

また、統計委員会については上の部分に記載されております。先ほども御説明しましたが、現在、委託研究という形での研究を進めております。例えば平成24年であれば、震災に関連した統計データの補完推計に関する調査・研究をしております。この機能をもう少し拡充して、この調査結果については現在も各府省に情報提供し、各府省の取り組みを支援するというような形でも使われておりますが、第3ワーキングでは、品質保証の取り組みに関連いたしまして、さらに横断的な推計手法の開発等について委員会として何らかの機能充実が図れないかという審議もありましたが、この委託研究を行うなど研究機能の拡充を図った上で、先ほど御説明した府省横断的な情報共有、連携を図っている部分と連携を密にして、必要に応じてお互いに研究支援、連携を図ってくことが考えられるかと思えます。

3番目としましては、先ほど学術会議との関係が出ましたが、ここにつきましては、現在やっているのが品質評価に関する品質管理学会との研究・開発のみであるため、もう少し充実が必要ではないかということで、学術会議や学会との共同研究や学術会議への情報発信といいますか、研究要請という形の取組みが行えないかということが考えられるところ です。

ちなみに、現在の計画を作る際は、申しわけない言い方ですが、統計に関連する研究者の広がりが必要と大きくないということで、当時の竹内委員長等から、もっと若手の研究者に統計の研究に興味を持ってもらったり、携わってもらったりというような取組みも必要ではないかという御指摘もありまして、この部分については、こういった発展をもう少し能動的といいますか、積極的に活用していった、委員会として研究者の養成という部分での取組みも必要ではないかと考えています。

私からの説明は以上です。

○樋口部会長 ありがとうございました。

統計委員会が発足してこれまで6年が経過し、その過程において大きな成果もありましたが、一方において反省すべきところもあるかなと思っております。今後の統計委員会の活動の中で、やはり前向きの取組みが必要になってくるのだろうということで、統計法第55条のスキームを使いまして、組織も含めて少し改革をしたいと思っております。

ポイントは、今、御説明がありました3つの点になりますが、順次御意見を伺いたいと思っています。

まず、1つ目です。資料で言いますと4ページの「基幹統計のレビュー」です。今まで

の統計委員会の主な活動としましては、これは各府省の担当者から統括官室の方に新しい調査を始めるとか、質問項目等々の変更がある場合に諮問、そして、それに対して答申という形でやってきました。もう一つの大きな柱が基本計画についてのレビューということで、今もやっているわけであります。この2つで言いますと、逆に、こちらから諮問が出てこないものについては何も発言できないということが現実であったかと思います。本来、基本計画の中にそれが書いてあればいいのですが、5年間を見通してもなかなか難しい面があるということで、この諮問・答申がこれまでなかったものも含めて改善を求めていく必要があるのではないかと思います。

4 ページに書いてあります23統計が、平成19年10月以降、諮問答申がなされていないということで、これについてはこの場で議論の対象として上がってこなかったというものです。今、説明がありましたように、これについても一度にということは現実的ではないと思いますので、順次、統計委員会の委員の方からの指摘を受けて、幾つかを毎年ローテーションで取り上げていくことをしてはどうかと思っております。

その際に、1つは審議内容ですが、基幹統計としての重要性・必要性。まず、本当に基幹統計たるものなのか、ということについて審議をしていただくことを考えています。

2 番目が、公的統計の品質評価に係る要素についてです。これは、今、各府省間で行っているところにおいて、7 ページのガイドラインに示されていましたが、ここに少し手直しがあるかもしれません。国際比較性などが出ていないところもあって、この内容自身は御議論の対象になるかと思いますが、こういうガイドラインに沿って審議、評価を行っていく。そして、もし変更の要請がありましたら、それをこちらから申し上げるというようなことを進めてはどうかということです。これについて御意見いただけたらと思いますが、如何でしょうか。

どうぞ。

○廣松委員 この問題意識自体は私個人も大変強く感じているものですので、このレビューを是非これから委員会の機能としてやるべきであろうと思います。

審議の内容例は先ほど部会長からもありました。これ以外の要素もあり得ると思いますが、その1つとして、特に第3ワーキングに関連するものとして言うと、実査段階における作業の平準化の問題です。これは単に今後の基幹統計のあり方だけではなくて、その周期も含めて考えるべき論点ではないかと思います。

この周期調査の周期の調整に関しては、新中・長期構想、統計行政の新展開のところで少し議論になったのですが、今回の基本計画を作る時には必ずしも俎上には上がってきませんでした。その1つの大きな原因は経済センサスだろうと思います。まだ現行基本計画をつくっている段階では、経済センサス自体が実施されていなかったものですから、そこは必ずしも十分見通せなかったこともあったと思います。

ただ、今年から来年にかけて経済センサス活動調査の結果が公表されるようになると、それは経済統計の範囲も当然でしょうけれども、その他のここにある55の基幹統計の周期

の問題は、先ほど申しましたとおり、業務の平準化ということもあろうと思いますし、報告者負担の軽減という観点にも繋がるかと思います。その意味では現在の基幹統計について、交互に議論するのも重要ですが、それらの関連性の整理という視点も1つ必要ではないかというような気がいたします。

○樋口部会長　ありがとうございます。

そうすると、3つの柱の1つとして、このレビューの中に入れるのがよろしいのか、あるいは、順番は別として、4本目として加えるのですか。

○廣松委員　そうですね。その辺は委員会自体で議論すべき、考えるべき点ではないかと思います。

○樋口部会長　基本的には、周期調査についてはいつ行うかは計画的に決められていると思いますが、時には変更されたり、随時決められることもあるということですね。

○廣松委員　そうですね。先ほども触れましたけれども、経済センサスの実施に当たって、いわば経済センサスとそれ以外、具体的には特に経済産業省が関連しているような商業統計や工業統計をどのようにするかということに関して、今後、公表される経済センサス－活動調査の経過等を見ながら考えていかなければいけないのではないかと思います。

○樋口部会長　1つの考えとして、今の1本目の柱の4ページのところの「基本計画部会で統計法施行状況報告審議の一環として個別かつ計画的に」と書いてあるところに「全体も含めて」という言葉を入れて、対応する。それを4本の柱にするのか3本でやるのかというのは今後検討していくということですか。

○廣松委員　そうです。その意味では、この左側に書いてある基幹統計は32統計と23統計に分かれています。その枠の中で、共通するような横の枠をもう一つ付け加えるという考え方もあり得ると思います。

○樋口部会長　それは検討させていただいて。

ほかに如何でしょうか。

それでは、今の1本目の柱については加筆するという形で対応したいと思いますが、御了承いただけますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、2本目の柱です。5ページの「答申後のフォローアップ」です。これもまた答申を行った段階において今後の課題ですが、今後というのがいつまでの今後なのかということで、通常ですと次にまた諮問がなされた時にそれが審議される。そうしますと、いつ実査に移るかということも決まっていますので、課題についての対応がなかなか十分に評価できないということもあって、今後の課題で指摘されたものについてはむしろ前倒しで審議を行うことにしてはどうかというのが基本的な内容です。これが上の部分。

下の方は、試験調査において我々自ら同行しましょうということで、これも全てということとはとても難しいので、関心のあるところについて見て行くことをしてはどうかという提案ですが、如何でしょうか。

どうぞ。

○廣松委員 この点についてよろしいですか。

このフォローアップに関しても、ここに書かれていることに賛成ですが、もう一つ付け加えるとするならば、事後調査です。今、国勢調査に関しては事後調査が行われていると思いますが、それ以外の調査に関しては、本調査が終わった後のチェックという意味での事後調査が定期的に行われているものはあまりないと思います。全ての基幹統計にそれを義務化するのは大変大きなことです。そこはどうか考えるべきかと思います。今後の課題のところの検討も必要ですが、答申が終わった後、実査を終えた調査の事後調査あるいは事後検討といった考え方も必要ではないかという気がします。

一部、アンケートのような形で、質問票は答えやすかったか、どの部分が答えにくかったかということを行っている統計担当部署もあるようですが、単なるアンケートではなくて、事後調査をどの様に規定するかということも少し考えなければいけない点かもしれませんけれども、このフォローアップというところに含めてもいいのではないかという気がします。

○樋口部会長 私、少し明確に問題意識をしたいのですが、事後調査というのは、調査した結果について実施部局から御説明をいただくということだと思いますが、その内容というのは調査結果について、あるいは調査の段階でということでしょうか。どちらですか。

○廣松委員 特にセンサスのような場合、そうだと思いますけれども、必ずしも協力いただけなかった報告者もあるわけです。そういう非協力的だった報告者の特性というのがどうなっているとか。確かに、非協力的なところにさらに調査をするというのは、調査技術上は大変難しいところがあると思いますけれども、出てきた結果の評価という意味での事後調査です。

○樋口部会長 なるほど。

例えば回答率であるとか、そういうことも含めてということですね。

○廣松委員 そうです。

○樋口部会長 わかりました。

○澤村総務省政策統括官付企画官 御指摘の点については、私も回答率といいますか、協力していただいている方の率がある一定の層について特に低調になっているなどということについて、分析していく必要があると考えております。

一方で、このあたりは東京都などが詳しいと思うのですが、市町村からは国勢調査の事後調査もかなり負担が大きいというお話があります。必要性は十分認識しているのですが、事後調査自体をするというよりは、今、部会長からもお話がありましたように、集計結果の分析とか、テスト調査の中にどのようにそれを盛り込むかという様な検討が良いのではないかと考えております。結果が出た後、どういう形であったかという観点を含めるという意味では、そういった分析結果などを踏まえて、第1ワーキングでも、まだ経済センサス・活動調査の結果が出ていない中で今回、御審議いただいています。そういうことも含めまして、それこそ体系的に基本となるような大きい調査につきましては、その実施状況

を十分フォローしていくという意味でのフォローアップも必要なのではないかと考える次第です。

○樋口部会長 どうぞ。

○深尾委員 今の点ですが、例えばユーロスタットなども、非回答企業に対する調査を加盟国に義務づけている場合もあると聞いています。確かに、実査上の負担もあるので、全部やるのはとても無理でしょうけれども、事後調査というのも大事な視点であって、例えば経済統計であれば、非回答企業の属性等を調べるのは非常に大事だと思いますので、事後調査ということもある程度書いておいた方がいいと私も思います。

○樋口部会長 椿委員。

○椿委員 今度の基本計画の中で、いわゆるプロセスとかアウトカムの質保証のモデルとか、そういうものを書く取り組みを充実させていただくことになる、基本的に諮問・答申が行われた後のそのプロセスがどうであったかとか、最終的なアウトカムがどうであったか、質がどうであったかということは、自己点検、自己評価されるようになると思うわけですね。その結果がまさに事後評価という形だと思いますけれども、それがこのフォローアップの中で、行った調査に対して各府省・実施部局がどのような自己点検、自己評価をやったか。次の段階での諮問のプランニングの中でその結果がどう反映されるかというようなことが明確になると、確かに審議等の促進につながるのではないかと思います。

一方で、その自己点検、自己評価のレベルが、各府省の予算制約とか人材制約の中で当面非常にばらつきはあるのではないかと思いますけれども、逆に、それを委員会の方がきちんとウォッチしていくということがあればというような気がいたします。

○樋口部会長 統計の質を向上させる上では、どうしてもそれが必要だろうというような皆さんの御意見だと思いますので、このフォローアップのところに自己点検、自己調査という形で記述させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樋口部会長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それでは、3本目の柱で、これは私どもに直接関連するところでございますが、6ページの「統計技術的課題等の検討」です。

具体的になっていきますが、事務局からの説明で、学会との連携、あるいはほかの府省、あるいは総務省との連携を統計委員会としてやるということなのですが、具体的にどこでやるのだというところも御検討いただいた方がよろしいのではないかと考えております。

1つのやり方は、常設部会を作るとか、この基本計画部会の下にワーキングをつくって、そこが窓口となってこういったものに対応していくというようなことが考えられないだろうか。その中に、例えばそれぞれ統計関連の学会の会長、あるいは会長のかわりの方。必ずしもその会長が統計の専門であるということではありませんので、指名した方が委員となって御議論に参加していただき、そして提示された問題を持ち帰っていただいて、学会でその組織をつくってやってもらうというようなことを考えたらどうか。今回、椿委員の

ところでお願いしたのが1つのグッドプラクティスになっているのかなと思いますので、それを他のところでも進めたらどうかということを考えておりますが、如何でしょうか。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 今、おっしゃったことでいいと思うのですけれども、もう少し一般的に考えると、学会が統計を使って実証とかいろいろなことをやっているというのは、それぞれの研究者がそれぞれの目的でいろいろやっていて、本当は、そういうことをやっているうちにいろいろ技術的な問題が出てきたり、そういうことを発見されて、それが統計委員会なり、統計としてこういうところをもう少し改善してほしいという注文も含めて、それを吸い取るような仕組みというのがあったほうがよいのではないのでしょうか。学会で委員会をつくって、こういう問題についてやってくださいというやり方も1つですけれども、もう少し下の方から上がってくるというか、研究者から上がってくる要望を吸い取るような仕組みというの、作っておいた方がいいのではないかと思います。

○樋口部会長 やり方として、それを直接統計委員会の方に指摘してもらう方がいいのか、それとも、個々人だといろいろなことが出てくる可能性があるので、ある程度まとめた上で、それを統計委員会の方に持って行っていただくか。

○北村委員 意見を言う場とか、投書するような場所とか、そういう仕組みがあるといいと思うのです。

○樋口部会長 そうですね。少しアンテナを張るということを考えた方がいいのではないかな。

西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 現時点でそういう方法が全くないかというのと、そうではなくて、例えばこの9月に統計関連学会連合大会が開かれますけれども、その中で公的統計の関係のセッションが3つぐらい立っているのです。ところが、残念ながらと敢えて言いますけれども、そういう機会を積極的に利用している箇所が限られているということがあると思います。

ですから、基本計画の方に書けばそういうところに出て行き易くなるということであれば是非書いて、これまでそういう機会を余り利用していなかった省庁の方にもどんどん積極的に統計関連学会であるとか、私、余り深くかかわっていないのですが、日本経済学会の方でどのようにセッションが組まれて、こういった公的統計の、主にそちらだとミクロ統計としての利用に関心が集まると思いますけれども、せっかくいろいろな研究者が集まる機会というのが各学会で設けられているわけなので、そこを利用するというのが大変実効力があって、なおかつ、コストパフォーマンスが高いのではないかと思います。

○樋口部会長 日本経済学会というのが例に出ましたので、会長としてどう言おうかあれなのですが、この間学会が終わりましたので。

基本的には、それぞれの学会のセッションは会員の提案に基づいてやるということで、外からの要請でセッションを設けることは今までしていなかったと思います。ただ、日本学術会議との経済学会との関連ということで、これについてはセッションを設けて、その

年のテーマということでやってきました。北村委員にも御尽力いただいたパネルセッションが一昨年で、昨年が時系列解析についてというような形で、半日を使ってそれをやるというようなことであつたので、そのメンバーの人たちがかなりいますので、そこにボールを投げると拾ってくれるかなと思います。

今、北村委員からの御指摘というのは、利用者の方の意見をどう吸い上げていくかということかと思いますが、もう一つの問題は、我々の持っている問題点を学会としてどう対応してもらうかという両面があるかと思います。

○西郷委員 学会というと、多分、かなり大きなテーマがないといけないのではないかという意識が省庁の側の方にはあって、敷居が高いと思っておられるかもしれないのですが、決してそんなことはなくて、例えば今年の例で言うと、労働力調査の調査事項がこういうふうに変更されましたという発表もあるわけなのです。それは確かに関心を持つ人は学会の中では少ないかもしれませんが、そういったことを恒常的に情報提供していくことによって、学会との実質的な連携というのが出てくると思うのです。

今のところ、学会との連携といった時に典型的なパターンというのは、調査の方法の変更がある。省庁の方で研究会を開いて、そこにそういう知識を持った人を個別に呼んでくるとというのが典型的な学会との連携となっていますけれども、それだと若い人を育てていく、研究者の方でもそういうことに関心を持っていく人を育てていくというのが難しいし、省庁の中でもそういう専門的な知識を持った人との連携を図っていくのは難しいと思うのです。ですから、プレゼンスはすごく重要で、せっかく全国から研究者が集まってくる機会というのが、日本の学会というのは分散型で、日本統計学会とか、統計関係の学会ですらいっぱいあるわけですから、そういうところに積極的に出ていく。あるいは、出て行き易くなるようなことを基本計画の中に書けばいいのではないかと思います。

○樋口部会長 椿委員、どうぞ。

○椿委員 先ほど品質管理学会のことを出していただいたのですけれども、ある意味で学会側の受け皿体制というのも非常に問題で、品質管理学会の場合は、制度的に研究部会とか研究会とかというのを常設ないしは公募で設けて、テーマに応じて1年間の活動なり3年間の活動を認めている。毎月研究会を開いて、そこで特定のテーマを扱うという一種のそういう仕組みがあつてできているという部分がある。統計関連学会でその仕組みを持っているのは、多分、日本統計学会ぐらいではないかと逆に思うのです。ですから、そういう形でテーマを持って、委員会が学会に対して一種の諮問をするというような試みは、アメリカですと私の知る限り、例えば医薬品の許認可などで統計的な問題において、FDAがバイオメトリクスソサエティーに対して、こういう委員会をつくって研究してくれというようなことは実際に行われているので、あとは、学会側の中でそういう受け皿をうまく持っているようなものに対して、うまくコンタクトしていくことが必要かと思う。

もう一つは、これは余りいい話ではないですが、最近、学会も会員数減少とかでかなり世知辛くなっていることも事実で、ある意味、そこに委託研究のようなものを考

えた時に、完全に学会員自体の会費を原資としているわけですので、それにこちら側が完全に頼ることができるかどうかという問題もある。実は各学会の判断において、このことは非常に問題になってくるのだらうと思うのです。

○樋口部会長 深尾委員。

○深尾委員 別の視点で。

「統計技術的課題等の検討」と書いてあるわけですが、現在の基本計画の書きぶりだと、例えば研究開発の推進とか、公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施ということで、もう少し幅広めのテーマの上げ方だと思うのです。統計の品質ということを考える時に、一番最後の参考資料の「公的統計の品質保証に関するガイドライン」にもありますが、ニーズ適合性というのが非常に大事であって、現在の統計が社会のニーズにいかに対応しているかということもチェックするような仕組みを作った方が良いのではないかと私は思います。

昨日の第1ワーキンググループでも審議協力者の方からそういう御意見が出て、できれば基本計画部会で例えばグローバル化とか、イノベーションとか、そういった問題について統計が社会のニーズにちゃんと応えているかどうか。それから、改善するとすればどうすればいいかということについて議論する場みたいなものがあるといいのではないかといい御意見があったのですが、そういう視点みたいなものもこの統計委員会のもとに作っていただけたら良いのではないかとと思うのです。

それから、一番上の「統計技術的課題等の検討」というタイトル自体が問題を矮小化しているというか、ちょっと狭めていて、もうちょっと幅広に社会のニーズまで含めて考えるべきだと思います。

それに対応して3番目に指摘したいのは、関係府省の各府省の研究開発というところです。これは前にも発言したことがあると思うのですが、例えば経済産業省であれば、経済産業省のグローバル化に対応するニーズとかいうことで、海事調査とかいろいろな統計を持ってきて調査して、どう変えたら良いかなどを研究しているわけです。ただし、時代の流れとして、例えば経済センサスでもビジネスレジスターでも、次第に総務省統計局がだんだん、日本の統計もある程度中央集権的になりつつある。だけれども、総務省統計局は、政策ニーズについては、経済・社会のニーズに対してやや鈍感なところがあると思うのです。そのところで、総務省統計局も社会のニーズを見ながら研究開発をしていく。それを統計研修センターのようなところがされるのか、どこがされるのか考える必要がありますけれども、そういう仕組みを考えていく必要があるのではないのでしょうか。

前にも発言したかもしれませんが、アメリカであれば、例えば経済センサス局はいろいろなマイクロデータのマッチング、エンプロイヤー・エンプロイデータのマッチングとか、事業所の新設・閉鎖に関するビジネスレジスターをより精緻にするような研究を独自にやって、それによって例えば雇用の創出の問題とか、いろいろな新しい社会のニーズに対応した研究をしているわけです。それをセンサス局の研究者と外部の研究者が連携し

てやっていると思いますけれども、そういう仕組みを日本でも何とか作る必要があるのではないかと。そういうことをこの下のところには是非書き込んでいただければと思います。

○樋口部会長　いろいろ御議論いただきました。

○澤村総務省政策統括官付企画官　そのニーズに対応した統計の見直しというところは、第3ワーキングでまさしく取り上げている部分で、これは最終的な整理になろうかと思えます。6ページ目は御議論いただくために、技術的課題等の検討みたいに狭めてポイントを絞り込んでありますけれども、先ほど御指摘のあったように連携、ニーズへの対応というところを整理する時には、最終的に第3ワーキング部分の報告も含めて計画を構成するみたいなことも可能かなと思います。その部分については、各ワーキングの課題を全部吸い上げてからの整理になろうかと思えます。

○樋口部会長　御指摘いただいたのはそのとおりというところです。昨日私も第3ワーキングに出席させていただいて、いろいろ感じるところもありましたし、また、アイデアも少しありますので、この後、次回ぐらいですか、第3ワーキングから出てくるこの間の話というところで具体的な内容については、また提案をさせていただきたいと思えます。

○廣松委員　もう一つ。ここにある基本計画とか統計法第55条第3項のスキームとは離れるのかもしれませんが。

一度申し上げたこともあったかと思いますが、ここにあるような学会との技術的な、理論的な研究の連携などは大変重要だと思うのですが、一方で倫理規定といいますか、最近、統計学というのがもてはやされている一方で、特定の事例で大変大きなアクシデントというか、臨床実験の結果の統計分析のところでデータの歪曲等が行われたのではないかなというように言われている。そういう意味で、この統計委員会の社会的な機能をどのように考えるかということかと思えますけれども、統計処理あるいはデータの作成から始まって、利用する段階までの倫理規定のようなものを各学会につくっていただくというような依頼。これは依頼になるのでしょうか。そういうような発言をするということもあり得ると思うのです。

あるいは、もう既に幾つかの学会ではできているのかもしれませんが、私、そこは十分調べないまましゃべっていて恐縮ですが、必ずしも全ての学会でそういう形の体制が整っているとも思えない。その辺は少なくとも統計というのが中立的、客観的なデータを提供し、それを利用していただくという立場にある以上、そういうことを今度は分析者、あるいはユーザー側をお願いしてもいいのではないかとはいえます。

○樋口部会長　ありがとうございます。

今、学術会議の方で研究者の倫理規定についてという、これは統計に限らず、広い意味で二重投稿の問題であるとか、いろいろ問題が起こっていますので、そういったところについて検討しているところだと思います。その中で、統計というところでも提案がなされてくるのかなと思います。

椿委員、どうぞ。

○**樫委員** 統計関連学会連合というのが6学会の連合体であるのですけれども、実はまさに2年前に、臨床試験関係のことをやっている日本計量生物学会から、今、倫理規定が絶対必要だからつくってくれという依頼があって、日本計量生物学会の中のワーキンググループに各関連学会の人間が集まって、ことし4月現在に「統計家の行動基準」の素案ができていて、9月を目途にそれを連合としてオーソライズする予定なのです。

もともとの提案をした日本計量生物学会は、まさにさっきあったような問題もあって、すぐにでもオーソライズしてくださいということを言っているのですけれども、ほかの5学会はまだそれほどの喫緊性を感じていない部分があって、一応、9月にそういうものが案として示せるという形にはなってくると理解しているところです。素案自体はもう既に公表可能なので、必要があれば逆に統計委員会、公的統計の立場から見て、その種の素案ではまだ不十分な部分があるという意見が求められれば、むしろその案をこちらに回付することもできるのではないかと思います。

○**樋口部会長** どういう扱いをすればいいのか、これは統計委員会のタスクとも関連してくるかと思います。どこまでが我々の範囲でできるかというところもありますので、その中で検討させていただけたらと思います。

学会もさまざまというのはまさに御指摘のとおりです。ただ、こちらから強制で全部の学会にそういった役割を担ってもらうこともできないと思いますので、こちらから声をかけて乗ってくださる学会のみということになるかと思いますが、そういったところとの連携をとっていくことが必要かなと思います。

如何でしょうか。具体的には次期の第4期のところでこういった問題を扱う部会、あるいはワーキングをつくって、そことそれぞれの学会代表者との間で情報交換なり意見を交換していく。そしてまた、それを持ち帰っていただいて、具体的にできないかというようなお願いをしていくというようなやり方をしてはどうか。

あと、府省と統括官室との連携についても、そこが中心になって、多分、学会個人が各府省に直接言うというルートはなかなかないと思いますので、その窓口の役割もそこが演じていくというようなことにしてはどうかと思いますが、よろしいですか。

では、そういう形でお認めいただいたことにいたします。具体的には、また後日まとめて提出させていただきたいと思います。

それでは、次の議題「統計基準の設定」についての項目です。この項目につきまして、昨年の施行状況報告審議の際に実施済みと了承しているところですが、次期基本計画の策定に向けて、この項目をどう扱っていくべきかというその方向性について御意見をいただきたいと思っております。

これも私と事務局で相談し、その審議のポイントを作成しておりますので、その内容を事務局から説明していただきます。お願いします。

○**澤村総務省政策統括官付企画官** それでは、説明させていただきます。

まず、この項目にどういうことが書かれていたかということで、資料2-1、A3横長

の資料から御説明させていただきます。

一番上の「取組の方向性」に書いていますように、この項目では、国際比較可能性等の観点から統計基準の設定、見直しを考えていこうということで、その最後の部分、下から2行目の部分ですが「おおむね5年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る」ということで、基準として設定しても、設定しっぱなしというわけではなくて、5年ごとにその中身、見直しの可否を検討していこうという本文の記載とともに、別表の方には具体的な対応としたしまして44から47ということで、44については職業分類、45は指数の基準時に関する統計基準、46は季節調整法の適用についてということで、この3点については既に御審議もいただいた上、統計基準として設定されておりまして、実施済という評価になっています。

また、47の日本標準商品分類の見直しや従業上の地位に係る分類のあり方については、統計法に基づく統計基準にはしないということで、先ほど部会長からもお話がありましたように、既に昨年度の審議で委員会としての結論を得ているところです。

今回の議論におきましても、第1ワーキングにおきまして「日本標準商品分類」、これはサービスまで含めた生産物分類にするかどうかを含めまして、統計法上の統計基準ではなく、関連統計の整合性、相互比較性等を確保する上での分類として考えていく、区分として考えていく。

また、「従業上の地位」につきましては、第2ワーキングの方におきまして、これも統計相互の比較可能性の向上という観点や社会・経済情勢の変化に対応した区分のあり方ということで、今まさに御議論いただいているところです。

続きまして、資料2-2を御覧ください。そういった状況を踏まえまして、仮評価といえますか、昨年度は妥当と評価されておりますので、今回御審議していただくのは、この「考慮事項、審議のポイント等」です。

1つ目の「○」は、先ほど申しましたように、統計法に基づく統計基準として設定しないことは妥当という整理はなされているわけですが、なお議論が続いている部分があります。

こういった状況の中で、以下のようなポイントを中心に、次期基本計画に向けた考え方や方針を審議してはどうかということで、①の後段の方になりますが、今後は比較可能性向上のために見直しの検討が望まれる統計分類について検討課題にする。これは具体的には日本標準商品分類とか従業上の地位を指すわけですが、これについて検討課題としてはどうか。

また、標準的な表章区分。これは先般の部会で第2ワーキングの津谷座長から御報告があった部分ですが、その統計利用のニーズに応じて詳細な年齢区分に対応した表章を考えてはどうか。これは報告者の負担とか実査の負担ということを考慮して、推計によって賄える部分、工夫によって賄える部分になるかと思いますが、そういった区分を検討してはどうか。あと、事業所の規模といいますか、表章する時の規模基準でございます。調査

によっては、従業員数4人以上とか5人以上というような形での調査も行われていますので、必ずしも全部を統一的にというのは難しいかもしれませんが、一定の区分も必要ではないか。利用者の利便ということを考えれば、そういった区分も検討してはどうかという提案でございます。

私からの御説明は以上のとおりでございます。

○樋口部会長 統計基準の設定ですが、基本的に今、「日本標準商品分類」については第1ワーキング、「従業上の地位」については第2ワーキングで審議が行われているということです。したがって、個別の案件につきましては、各ワーキンググループの審議に委ねたいと思います。

また、これまでの審議において、これらは統計基準とはしないということで統計委員会としての結論を得ているため、今後、もしこの課題について検討を行うのであれば、統計法に規定する統計基準ではなく、統計相互の整合性や国際比較可能性という視点から御議論をいただきたいと考えておりますが、如何でしょうか。

統計基準の変更をここでは議論するわけですが、変更した後、時系列的な比較可能性、過去にさかのぼって比較できるような形にしてほしいということも、ユーザーからは出てくるかと思えます。割と頻繁に変更されていく。そうすると、5年間しか時系列比較ができないかということもあったりするので、そこについては各府省に対してお願いしていく。ある意味ではまた統計の質の保証のところになってくるかと思えます。基本的に統計相互の整合性と国際比較の可能性という視点から、この議論をしていきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

よろしければ、御了承いただけたということにいたします。商品分類、従業上の地位の課題は統計分類の課題として、次期基本計画の基本的な考え方で整理したいと考えております。

なお、分類、区分の関係としまして、先月の基本計画部会、第2ワーキンググループの津谷座長からジェンダー統計及び各歳表章の充実について報告がございました。これにつきまして、個別の事項として次期基本計画に向けて検討するというよりは、各統計間の横断的な方針の1つという形で整理したいという報告を受けておりますので、ここでも御報告いたします。

そのように整理することに対して御意見はありますか。

それでは、そのようにしてまいりたいと思えます。

さらにもう一点。これは私から御提案したいと思えます。

現在、各統計調査の結果表の表章区分は、統計によりまちまちになっております。相互統計の比較が難しいものもあるため、統計による標準的な表章区分のあり方についてなど検討する必要があるのではないかと考えておりますが、如何でしょうか。

これもそういう形で、統計間が余りにも違った表現になっていることもここで検討していかなければいけないテーマかと思えますので、それを次期基本計画の課題としたいと思

っております。長年にわたってなれ親しんだ名称もあるかと思いますが、それは割とケース・バイ・ケースという形で柔軟に扱いたいと思いますが、その点について何か御意見ございましたら、お願いいたします。

深尾委員、どうぞ。

○**深尾委員** 特にサンプル調査の場合には、表章は母集団のデータベースとも密接に関係すると思うのですが、その意味で母集団データベースの作成に当たってどういう変数をキーにするかということと、今の表章の問題は密接に関係していると思うのですが、そのあたりについては、事業所母集団データベースを作成にするに当たって過去の議論とか検討とかの経緯というのはないのでしょうか。大体、対応可能ということでしょうか。例えば、こういう規模別とって従業員でやりたいとか、売り上げでやりたいと考えた場合、では、それが事業所母集団データベースに入っているかどうかというのが鍵になるかと思うのですが。

○**樋口部会長** 統計局。

○**曾田総務省統計局統計調査部長** 従業員数については人の単位で、当然、経済センサスの結果と、それから、雇用保険等でもらいますので、それは入っていると思いますが、売り上げについては経済センサス - 活動調査の時に集める。それ以外はほとんどサンプル調査になりますので、全ての事業所とか全ての企業に対して同じように入っている保証はないと思っております。

○**樋口部会長** よろしいですか。

椿委員、どうぞ。

○**椿委員** 表章区分の標準化自体は、二次利用という観点からは、その便宜を図ることは当然なので、是非そういうものをしていただければと思います。一方で、伝統的な表章区分というのは、恐らく二次利用というよりは部局内利用というか、省内利用のための区分になってしまっているのではないのでしょうか。例えば、法が何人以下だからどうであるというような形で作られている場合があるのではないかと思いますので、公的データから各府省の中で使える便利なものは別途作っておくという話にして、どちらをオフィシャルに世の中に公表するかということを考える。こういう形の標準化を進めるのは結構なことではないかと思うので、ぜひ課題にさせていただければと思います。

○**樋口部会長** それぞれバックになる法律があって、その法律との関係で人数規定などができている場合が多いかと思います。それはそれで各府省のことですが、これは府省に関連するテーマですので、それぞれの府省から意見を求めたいと思います。そうすることについて何か御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

○**坂井農林水産省大臣官房統計部長** 農林水産省です。

私どもも、農林水産省の他部局、経営局ですとか生産局ですとか、そういったところで施策的に必要なデータを中心に、今、統計を実施いたしております。例えば、喫緊の課題といたしまして、新規の就農者を確保しなければいけない。そのために、昨年度から予

算規模をかなり持ちまして、新規就農者に対します7年間の交付金を創設してバックアップしている。ただ、その時に、交付金を給付する上限の年齢というのが45歳をおおむね原則というのも、政策部局の方で決められておりまして、それに対応して、当然45歳なりの新規就農の数字というのもこちらとしては、今後も持っていなければいけないということで、今後、私どもの新規就農のデータそのものも、省内の施策担当が必要とするデータ、その時々の方針にに合わせて見直していかなければいけない。

今、お話がありました一般的な表章、例えば年齢の区分について、勿論、各省の統計なり、日本全体の統計の中で一定程度の標準化は必要かとは思いますが、一方で、施策として活用する際の省独自の施策としてのアローワンスと言いますか、そういったものも当然必要になっていきますので、そこは柔軟に考えていただくことが必要なのかなと思っています。

○樋口部会長 45歳以下で施策をとるという場合にも、当然、46歳以上との比較であるとかというのが調査では求められるわけですね。

○坂井農林水産省大臣官房統計部長 勿論、新規就農全般は、当然、定年退職をされた方、いわゆる60歳を超えた方も新規就農という概念では入ってございますけれども、一方で、財政的な支援をもって後押しをする層というのは一定のリミットがあるので、そういったところも考えながら、統計の表章なりその把握の仕方は考えなければいけないものですから。

○樋口部会長 これは理想論かもしれませんが、両方できればということだろうと思います。

○坂井農林水産省大臣官房統計部長 そういう標準的なものだけをもってこれで決まりというふうに統一的にやられてしまうと、施策の方の対応がなかなかできなくなるということです。その分だけ一定の自由度といいますか、柔軟性は考慮いただければということでございます。

○樋口部会長 それぞれの役所が施策を持ってそのために行っている調査というのがあるかと思いますが、ただ、その時には例えばこういう理由でこうしますというようなことを一言申しただけならば、それに応じて対応しますということだろうと思います。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 従業上の地位のところでも若干問題が出てきたと思うのですが、このカテゴリーとの関係で、いわゆる表章区分ということです。やはり統計としてもある程度のレベルという水準がありまして、委員長がおっしゃっていることは確かにそのとおりで、ある程度の標準化された表章区分のもとに公的データが公表されることの大きな意義というのがある一方で、それぞれの統計についても、先ほど御意見がありましたとおり、特定政策との関係で、下から上がって調査をするという位置づけのものもありますので、そこは俯瞰的に公的統計を見る場合には、議論をする時に若干区別をするというのか、勿論この御提案が全てを標準化するというような簡単なことでは決していないと思うのです。た

だ、バラバラをそのまま、過去の伝統だからというところで抑えるのは、特に国際的なところで外側から見た時に問題があるのではないかという意図ではないかと考えました。具体的に表章区分を考える時も、そのレベルというか、大きな傘のところは、ここはもう外せないというところで、あとについては柔軟にするというそのデザインを議論する必要があるかなと思いました。

以上です。

○樋口部会長 では、これについては、今後、何を具体的に考えていくかということも含めて議論していきたいと思います。一応、基本的な考え方として、そのような方向でいきたいと思いますが、それは御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございました。

次、3つ目の議題です。「第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針」の項目について審議を行いたいと思います。

これも事務局と相談した結果を審議のポイントとして用意していますので、説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官付企画官 それでは、説明いたします。

御承知のとおり、現行基本計画は、第1が、ただいまから御審議いただきます「公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針」、第2が「公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策」ということで、個々具体的な統計の改善に対する項目。そして第3が「公的統計の整備を推進するために必要な事項」ということで、専ら第2の部分が、今でいきますと、第1、第2ワーキングで御検討いただいているところ。第3の部分が第3ワーキングで御検討いただいているところ。そして第4が、冒頭に御審議いただきました「基本計画の推進・評価等」。その4つの部分で構成されております。つまり、この第1の部分というのは、第2、第3の部分の基本になる部分ということで御理解いただければと思います。

資料3の1ページ目にあります第1の基本的な方針という部分ですが、大きく3つの部分から構成されております。

まず「1 公的統計が果たすべき役割」ということ。ここについては、実は統計法の目的にも記載されている部分をそのまま取り入れている部分となります。

また「2 公的統計の現状・課題」というのは、統計法の全面改正につながりました吉川委員会、それから、統計法制度に関する研究会等で指摘されている部分を整理して記載されているところになります。

「3 施策展開に当たっての基本的な視点」です。これについては有用性の確保ということを中心に、体系的整備、経済・社会の環境変化への対応、統計データの有効活用の推進、効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用ということで、視点というよりは、どちらかと言いますと、現行の法律の項目立てに近いようなところを持っているかと思います。

これらの基本的な方針に従いまして、主な成果としましては、経済構造統計の創設であるとか、SNAの推計精度の向上、データベースの構築、また二次的利用の提供といったようなところで成果を上げてきたところです。

今回、基本計画部会で御審議いただくところは、「2」からになります。2ページを御覧ください。今回の審議のポイントとしましては、現在の計画というのは、先ほど御説明しましたように、60年ぶりの統計法の全面改正、初めての計画策定というような事情もございまして、この「基本的な方針」の中に、法にも規定されている公的統計の役割等を重複して記載していた経緯があります。

次期の計画の基本的な方針については、このような考え方ではどうかということで、統計法に規定する目的等は、先ほど御説明しました有用性の確保、体系化等のところは、所要のものとして施策展開に当たっての基本的な視点、まさしく経済統計であるとか人口・社会統計というような縦の項目に対して、横断的な視点として整理してはどうかというのが1点目です。

2点目は、現行基本計画の基本的な視点である有用性の確保・向上を継承しつつ、社会経済情勢の変化を踏まえて、もう少し重点化して主な施策について記載してはどうか。現行計画は非常に多岐にわたる事項が書かれているわけですが、それもいろいろな視点、いろいろな施策というのではなくて、重点化して考えてはどうかと考えているところです。

なお、この注意書きにもありますように、主な施策というのは各ワーキンググループにおける審議状況も踏まえて検討すべきではないかと思います。

なお、下の方の欄に書いてありますように、こういった視点を考える場合に参考になる上位の閣議決定と申しますか、そういうものがありまして、いわゆる骨太の方針とされており「経済財政運営と改革の基本方針について」は本年6月に閣議決定されたものですが、統計データのオープン化・透明化、オンライン調査の徹底等を次の公的統計の基本計画に反映するということが閣議決定の中に盛り込まれているところです。また、IT国家創造宣言のIT総合戦略本部決定におきましても、統計データの有用性の向上等を含めて、新たな基本計画を決定すべしという記載があります。

続きまして、3ページ目になります。では「次期基本計画における基本的な方針（イメージ）」はどうか。上に「社会・経済情勢の変化」ということで「経済・雇用の動向を」というようなところから、最後の「統計作成過程の一層の透明化等の推進」まで掲げておりますが、これは5月17日の本基本計画部会の中で御了承いただきまして、その後のワーキンググループ審議の基礎ともなっており、まさしく社会経済情勢の変化とはこういう観点からというような事項です。今回、基本的な方針を考えるに当たっては、既に正式な施行状況審議着手前からいろいろ御議論いただいていたこの観点を最大限生かす、尊重するというようなところから、それをまた集約して整理して考えていってはどうかと考えております。

矢印の下部分がそれを集約・整理した部分です。「次期基本計画（基本的な方針）」

の中の「施策展開に当たっての基本的な視点」は、統計の有用性の確保・向上、体系的整備という観点も含めまして、そういった目的に沿った部分に留意しつつ、重点化する施策として5つ考えてございます。

「統計相互の整合性の確保・向上」は、経済センサスを軸とした企業統計であるとか、サービス統計の整備、従業上の地位といった部分。

それから「国際比較可能性の確保・向上」という部分は、SNAのほうの08SNAの対応とか、社会生活基本調査、労働力調査などで行われているような諸外国の国際機関等における基準等の改定状況を踏まえた対応というような部分。

3つ目の「経済・社会の環境変化への的確な対応」というところでいきますと、SDDSプラスといったような財政金融統計の対応、それから、環境、観光、交通、リフォームといったような個々の政策、環境変化へ対応した部分。

「正確かつ効率的な統計作成の推進」というところでいけば、本日もいろいろ御議論いただいております品質保証であるとか、民間事業者の活用、行政記録の活用、オンライン調査の推進といったところ、またリソースの確保と育成という部分もこの範疇に入ってくるかと思います。

また、最後の「統計データの透明化・オープン化の推進」につきましては、データの高度利用環境の整備といった二次利用だけではなくて、e-Statを中心とした統計結果の活用という部分が入ってくるのではないかと。

この5つのうち専ら上の3つが第1、第2ワーキンググループ絡みの視点ではあるのですが、第3ワーキンググループでやっている、例えば先ほど言いましたようなオンライン調査の導入であるとか、民間事業者の活用、行政記録の活用というところも、当然のことながら経済・社会の環境変化への的確に対応していく中で対応するというところで、この部分については、項目というよりは、今、各ワーキンググループで御審議いただいている施策の横断的な視点としてこういうものがあるのではないかとというところで、この審議の冒頭からお話がありましたように、この5つの視点で横串を刺して、次期基本計画に向けた検討を進めていけばいいのではないかと考えている次第です。

私からの説明は以上です。

〇樋口部会長 「重点化する視点」の一番上の「統計相互の整合性の確保・向上」、統計の体系化もここに入ってくるかと思います。

今、お話がありましたように、現行の基本計画におきましては、第1期ということで5年前に作られた時に、統計法も60年ぶりという形で大きな変更があった。その結果、基本的な方針というのもこの基本計画の一部という形で最初のところに記述されています。これは重要であることは間違いないわけですが、今回の基本計画において、これを再度記述する必要があるのかどうか。これは大前提という形で、解説する部分がありましたが、それをどうしたらいいのでしょうかというのが1番目の問題だと思います。

5月の基本計画部会において皆様から御了解いただいております、平成24年度の統計法

施行状況審議における共通的な視点等をもとに基本的な方針を整理し、どのような施策を展開していくのかというところを中心に記述させていただきたいと考えておりますが、皆さんから御意見をいただきたいと思います。如何でしょうか。

個別のそれぞれの調査統計について記述するやり方と、横串のほうを基準にして書いていく、それぞれの統計において、例えば体系化でどこがどうだというような形で基本計画を書いていくというようなやり方、両方あるかと思いますが、ここでは結局、両方を視野に置くことになると思うのです。重点化する視点のところに基づいて、それぞれの統計についても再度記述するということにしてはどうかという提案ですが、如何でしょうか。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 私も、今、御提案のあった方針でいいと思います。前回の基本計画の作成時のことを考えますと、ここにも挙がっていますけれども、まさに法律の改正、統計委員会という新しい組織の発足、基本計画の作成という、いわば三重というか、今までの統計行政の中ではなかった３つのことを同時にやったものですから、一つ一つに関して繰り返し、あるいは重複を含めても書き込んでおいたほうがいいだろうという考え方だったように思います。

それに対して今回というか、次期基本計画の場合は既に今期の実績もあることから、その意味では次期基本計画が目指す一番目玉というところを中心に置いて、法律だとか基本計画の性格とかということに関しては、余りくどく書く必要はないのではないかと思います。

○樋口部会長 鑑のところでどうしても基本的な考え方は書かなくてはいけないわけですから、そこで伝わってくる強い熱意をもう一度確認することは重要だと思います。

○廣松委員 ただ、個人的に言うならば、その時には、この統計委員会の機能ということに関して、委員会としての存在というか、レーゾンデートルを主張するようなことをもう少し強調してもいいと思います。

○樋口部会長 個別統計のそれぞれの実施部局が、その質の向上という形でいろいろ御尽力いただいているわけで、ここの統計委員会としては、ここに出てきた最初のところの統計相互間の整合性であるとか、そういった大きな視点からこの基本計画を取りまとめていくのだというような視点が最初のところに出てくるように明記していくということで、それを具体化していくという書きぶりがよろしいのではないかと思います。それぞれのワーキンググループで議論があると思います。

深尾委員。

○深尾委員 基本的に、横串というか縦串というか、方法論的というか、こういう５つの柱でアプローチするというのは恐らく書きやすいと思いますので、これで結構かと思うのです。現行の基本計画だと、先ほども言いましたけれども、経済活動のグローバル化とか、産業構造の変化とか、少子高齢化とか、いかにも社会のニーズを反映したように書かれているのが、一歩下がって、恐らくここで言うと、例えば３本目の柱の「経済・社会の

環境変化への的確な対応」の中に入ってくることになると思うのです。それは仕方がないと思うのですけれども、そういう意味では、その的確な対応の中に現在の社会のニーズ、それから今後予想されるニーズをかなり幅広く書き込んでいく必要はあるのかなと考えます。そうしないと、ニーズに対して後退したような印象を社会に与えるかと思いますので、そこは注意していただくといいのかなと思います。

○樋口部会長 わかりました。

これは、目次のところでそれがわかるような書き方で、3つ目の柱のところに御指摘のような項目が来るようにしないといけないと思います。逆に、これまでここだけしかやっていなかったというところがあって、それを今回は1から5という統計の視点からやっているのだということも見えるようにしたほうが良いでしょう。

竹原委員、どうぞ。

○竹原委員 1点だけです。

この視点について異論があるわけではないのですが、次期基本計画を議論する時に、第3ワーキングでも昨日ありましたが、人的資源、要するに調査環境といったもの、予算にしても、人員にしても、調査員の質・量にしてもどんどん悪化してきている。そのことに対して何らかの形で歯止めなり改善なり向上なりを図らないといけない。この5つの視点で別にいいのですが、そのことがその中でどのように「ぴしっ」と出てくるのか。そのところを少し配慮していただきたい。

○樋口部会長 わかりました。重要なポイントだと思います。次期基本計画は閣議決定になりますもので、その調整も少しあるかと思います。

白波瀬委員。

○白波瀬委員 ただ文句を言っているだけかもしれないのですけれども、4つ目に「正確かつ効率的な統計作成の推進」と書いてあるのです。要するに、効率的にしても正確でなければいけないというのですが、これはもう当然のことなので、最初に「正確」と出てしまうと、今まで正確ではなかったのかと言われても困る。ここの表現を考えた方がよいかと思います。

○樋口部会長 御指摘いただけると、何か。表現はまた検討しますが、お知恵を拝借できればと思います。

○澤村総務省政策統括官付企画官 はい。「効率的な」だけを入れると、効率しかないので、かみたいなニュアンスが出るので、品質の確保という観点から「正確」という文言を入れております。その辺はまた御相談させていただきたいと思います。

○樋口部会長 よろしいでしょうか。

それでは、おおむね御議論いただいたということにしたいと思います。

本日予定されておりました議題の審議は、以上で終了いたしました。

今回は、前回の基本計画部会で御提案のあった社会保障・税番号制度について情報共有及び意見交換を行うとともに、これまで基本計画部会で審議してきました事項の評価や基

本的な考え方について、事務局と整理したものを提示し、皆さんと意見を交換していきたいと思っております。

また、これまでの審議の中で審議が未了となっている部分、国際比較可能性等々についてあわせて審議いたします。

最後に、次回の基本計画の日程についてお願いします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 次回の基本計画部会につきましては、詳細は別途御案内いたしますが、8月26日、来週の月曜日です。統計委員会終了後、本日と同じこの会議室において開催いたします。

○樋口部会長 次回は11時から4時まで予定されておりますので、長丁場になるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。